

令和4年6月から 児童手当制度が変わります

問い合わせ先 こども課こども福祉係 ☎ (76) 0995

現況届の提出が不要になります

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかを確認するものです。

これまで全ての人に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は以下に該当する人を除き、提出が不要になります。

現況届の提出が必要な人

現況届の提出が必要な人へは案内通知を送付しますので、6月30日(休)までに提出してください。

- ▷ 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所がみどり市でない人
- ▷ 離婚協議中で配偶者と別居している人
- ▷ 支給要件児童の戸籍がない人
- ▷ その他、市から提出の案内があった人
- ▷ 施設などの受給者

所得が基準額以上の世帯は、給付が受けられなくなります

今回、所得上限限度額(②)が新たに設けられました。これにより、10月支給分(6～9月分)から受給者の所得額が下表の②以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。

翌年度以降に所得額が②を下回った場合は、改めて申請が必要です。(年度内に税更生を行い、所得額が②を下回った場合なども申請してください。)

所得額が①未満の場合…児童手当(月額15,000円または10,000円)を支給

①以上②未満の場合…特例給付(月額5,000円)を支給

②以上の場合…児童手当・特例給付は支給されません。

扶養親族 などの数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族などの数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円の加算、または老人扶養親族などであるときは44万円を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。



みどモス

変更があったときは届け出を

次の場合は、速やかに届け出をしてください。

- ・児童を養育しなくなったとき
- ・みどり市外に住民票がある配偶者や、児童の住所が変わったとき(国外転出入を含む)
- ・受給者が離婚したとき、または配偶者を有することになったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき(3歳未満の児童がいる場合)
- ・受給者が公務員になったとき、または公務員でなくなったとき